


告180 公文書開示請求書より抜粋

蘭越町情報公開条例第12条の規定に基づき、次のとおり公文書の開示を請求します。

<p>1 請求に係る公文書の名称又は内容</p>	<p>蘭越町公式ホームページリニューアル業務委託に掛かるすべての書類。</p>
<p>&lt;本請求に至る経緯&gt; 2021年8月3日、請求者は次の開示請求を行った。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>蘭越町ホームページリニューアル業務委託に関する以下の文書</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 検討委員の所属・氏名</li> <li>2) 3社のプロポーザル業者の選定理由</li> <li>3) 3社のプロポーザル内容</li> <li>4) 検討委員がプロポーザルの評価・選定をした内容</li> <li>5) 業務委託契約の内容</li> </ol> </div> <p>同年8月12日、蘭越町は文書の一部を開示した。しかしながら、選定委員会の議事録は、第5回目のみしか開示されなかった。また、プロポーザル内容については、非開示理由の該当箇所を黒塗りにして公開されるのではなく、いっさいの文書が開示されなかった。</p> <p>同年8月17日、請求者は、総務課工藤氏に対し、8月3日の請求において、すべての議事録の黒塗りがあったとしても、プロポーザル内容の開示を求めた。</p> <p>同年8月17日、総務課工藤氏は、金町長を含む担当者と協議のうえ、請求者の求めを拒絶した。</p> <p>同年8月17日、請求人は、仕方なく、この再請求をおこなう。</p> <p style="text-align: center;">※閲覧後、必要箇所のみ写しの交付を依頼します。</p>	

全文改ざん

告182 公文書一部開示決定通知書より抜粋

蘭越町長 金 秀 行 

令和3年8月27日付けで請求のありました公文書の開示について、次のとおり一部を開示することと決定しましたので、蘭越町情報公開条例第13条第3項の規定に基づき通知します。

<p>1 請求に係る公文書の名称又は内容</p>	<p>プロポーザルに係る採用となった事業者の企画提案書 (9月1日、開示内容を協議した書類)</p>
<p>2 開示の方法</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 閲覧    <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付    <input type="checkbox"/> 郵送</p>
<p>3 開示の日時</p>	<p>令和3年9月24日 午前 4時00分 午後</p>